

【研究ノート】

私たちは、性犯罪・性暴力とどう向き合うのか？

女性安全対策チーム「アベリア」の活動とその理論的背景

浦 中 千佳央

社会安全・警察学研究所所員

京都産業大学法学部教授

1 活動の経緯

京都府警では、2014年-2015年にかけて、犯罪抑止対策調査研究会（性犯罪対策研究部会）を立ち上げた。これは、府下における刑法認知件数が減少しているにも関わらず、性犯罪、特に女性に対する犯罪が刑法認知件数の減少に比して、ほぼ横ばいとなっており、暗数の多い犯罪であることに鑑み、実際の被害は多いと推測されたからである¹。

性犯罪対策研究部会では京都府下における性犯罪の状況を分析し、これに基づいて、いくつかの提言を行い、京都府、京都市という行政機関の協力も得て、提言を生かした施策（京都府防犯モデル賃貸マンション制度²）が実際に実現した。このような背景から、京都府警では女性安全対策に力を入れていた。

私が担当する社会安全学ゼミでは、警察官、消防官、公務員志望の学生が多く受講しており、安心・安全な社会の実現を目指すための社会安全学を学習しているが、犯罪対策だけでなく、防災、食の安全などを含む広範囲な領域をカバーしている。

2022年6月に京都府警人身安全対策課から「産学官の枠組みで、女性安全対策のための学生ボランティアチームを立ち上げたいのでご協力願えませんでしょうか」というご連絡があり、学生に参加の意思を確認したところ、快諾した。この防犯ボランティアの名前を、学生たちが考え、「アベリア」とした。アベリアとは花の名前で花言葉は力強さ、強運、謙虚を意味する。同年7月には同課からアベリアに参加するゼミ生に委嘱状が手渡され、正式に活動がスタートした。

2 活動内容

アベリアは2022年7月から2023年3月までの間に、以下の活動を行った。

- たけびしスタジアム京都で、アスリート盗撮防止啓発運動に関するパンフレットに、地元企業「よーじやさん」の商品が入った配布物を配り、選手、観客に対して注意喚起を行った。
- アスリート盗撮防止のターゲットング広告動画に学生が出演し、Youtubeで配信した。
- ストーカー行為防止のターゲットング広告動画に学生が出演し、Youtubeで配信した。
- 嵐電嵐山駅で、よーじやさんの商品が入った「痴漢・盗撮」への注意喚起を説明したパンフレットを配布した。
- 学生メンバー代表がテレビ、ラジオへの出演し、アベリアの活動を紹介して、若い世代への痴漢・盗撮、ストーカー

¹ <https://www.pref.kyoto.jp/anshin/news/documents/26action-kohyo.pdf>

² <https://chintai.ssak.or.jp/fp/overview.html>

被害防止に関しての啓発活動を行った。

- 女性安全のためのリーフレットの作成を行った。
 - * 一人暮らし女性向け、* 視聴覚障害者向け点字パンフレット
- 商店街などで音声による、痴漢行為への注意呼びかけを行うため、学生メンバーの声を録音した。
- 京都府警本部において、筒井洋樹（当時、京都府警察本部長）、田村正博（本学教授、元警察大学校長）、島田貴仁が出席の中、前述のアベリアの活動に参加した学生はその活動内容、または、活動には直接参加しなかった学生は、女性の安全に関するテーマについて調査し、その調査結果を報告した。

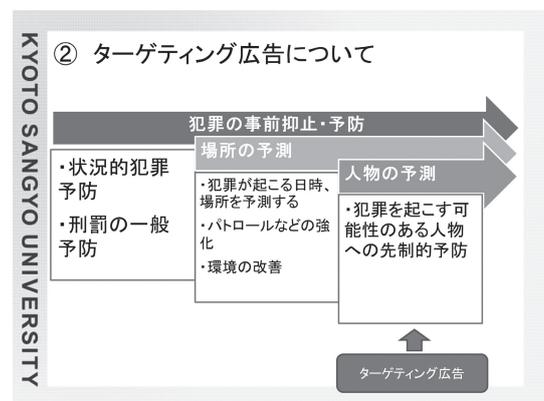
3 ターゲティング広告とは（スライド②）

京都府警人身安全対策課から、ターゲティング広告の撮影にアベリアのメンバー参加を打診された。シナリオは同課が準備して、学生の意見を聞きながら、内容を微調整し、アスリート盗撮、ストーカー行為に対する注意喚起を促すビデオが撮影された。

ターゲティング広告とは、対象者を絞り、当該人物に対して、効果的に広告媒体を視聴させることにより、発信者の意図を当該人物に対して、確実に伝えることを企図した広告である。人身安全対策課では、これをアスリート盗撮防止、ストーカー行為防止に役立てようと考えた。

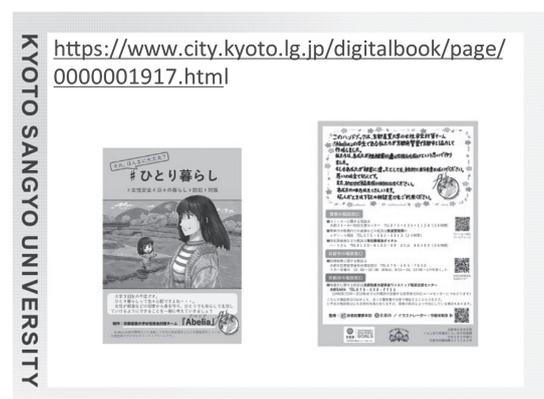
アベリアのメンバーのはまず、アスリート盗撮防止のターゲティング広告に出演した。参加した学生は現役の陸上選手（ハンマー投げ）、高校時代に部活を行っていた女子学生であった。アスリート盗撮防止のため、アスリート盗撮を行っている可能性のある人物に効果的に視聴させるため、ターゲティングの条件を、男性、京都府在住・滞在、インターネットで「盗撮」、「アスリート盗撮」などの検索履歴を有する人物とした。

ストーカー行為防止のターゲティング広告は参加学生が意外と知られていない、ストーカー行為に該当する行動を演じて、当該行動もストーカー行為に該当することを説明し、ストーカー行為の抑止を意図するものであった。こちらのターゲティングの条件は府内在住の18から45歳で、インターネットで「つきまとい」「待ち伏せ」、「ストーカー」などで検索した履歴がある人物とした。



4 リーフレット作成（スライド③）

京都市文化市民局くらし安全推進課の協力のもと、一人暮らしの女性に対する安全対策を喚起するリーフレット、視覚障害を持つ方々への通報や相談窓口の情報を点字で記したリーフレットを作成した。リーフレットは担当した学生たちが、実際に一人暮らしをしている参加女子学生もいるので、彼女たちの視点から、どのような内容にするか考え、部屋の内外において気を付ける点などを説明し、最終ページに手書きで通報や相談窓口の連絡先を記した。点字リーフレットは、報道等で視覚障害を持った女性が、地下鉄などで案内される放送でその存在を知った見知らぬ男性から付きまといや同意のない接触を受け

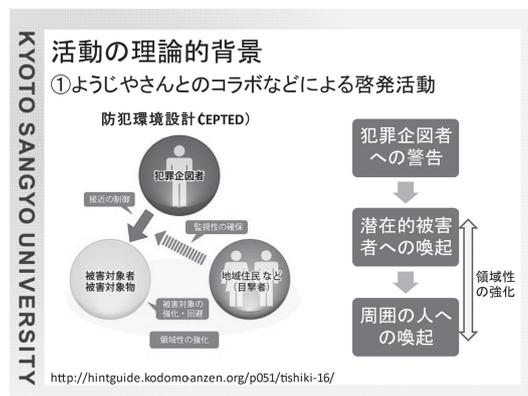


て困っているということを報道で知り、女性の安全対策の重要な一部なのではないかと考えたのである。点字で作成するため、担当学生はライトハウス京都へ行き、点字の講習会を受けたうえで、リーフレットにどのような内容を記載するか考えた。

5 アベリアの活動、その理論的背景（スライド④）

京都府警人身安全対策課、京都市くらし安全推進課と共同した活動を行ってきたが、それだけでは学生の防犯ボランティア活動に関する学問的背景に関する知識の理解が不十分であり、ゼミの時間において、自分たちが活動していることが、学問的にどのような根拠があり行われているかを学習した。

また、人身安全対策課の方でも、ゼミ生に対して盗撮、痴漢、ストーカー行為などに関する研修会を開催し、警察から専門的な知識を説明してもらうことで、学生たちが取り組んでいることに対する理解を深めることを行ってもらった。



① よーじやさんとのコラボなどによる啓発活動

犯罪機会論に基づき、犯罪を行おうとする犯罪企図者に対して、警察などが警戒していることを知らせ、犯罪を思いとどまらせる抑止効果、被害対象者への啓発を行うことで、被害対象者（この場合女性）に警戒意識を持ってもらうことを目的としたものである。警戒意識を持つことで、被害対象者自身の防犯力を高めることになる。また、よーじやさんの製品を入れることで、啓発パンフレットを手にとってもらいやすくする効果を期待している。さらに、アスリート盗撮では、競技場内での監視強化、競技場の設備や配置を工夫することで、防犯環境を意識した状況を作り出しており、防犯環境設計の概念も学習した。

② ターゲティング広告

犯罪対策分野におけるターゲティング広告は、犯罪を未然に抑止、防止することを目標としている。過去のデータ、マッピングなどにより犯罪が起こる場所の予測は進んでいるが、犯罪を企図する人物への予測はあまり行われていない。ターゲティング広告を利用して、インターネット上で、あらかじめ犯行に関するキーワードを検索した人物に対して、「犯行を行う可能性が高い」と予測して呼びかけを行うものであり、ある意味、人物の予測をして、犯罪を企図する人物への先制的予防を行うことである。

6 女性をめぐる安心・安全の論点（スライド⑤）

① 被害者、女性を取り巻く環境の変化

警察が被害者支援を本格的に行い、被害者としての地位が認知され始め、事件・事故後の支援が行いやすくなった。社会、家族の変化により、女性の社会進出が進み、このため、女性の発言力も増してきた。# MeToo 運動以降、世界的な流れで、女性に対する性暴力などに対する厳しい態度が、女性側も泣き寝入りせずに、積極的に被害を警察などに申告するようになった。このような社会的変化があり、男女双方から、女性に対する安全確保が共通認識として広まり、女性の

安全やLGBTQなどの性的マイノリティに対する理解が進んだ。

②痴漢、盗撮、アスリート盗撮（スライド⑥）

痴漢を行う犯罪者はその組織性や常習性が疑われてきた。警察も対策を講じているが、現行犯逮捕が原則となる場合が多く、また、被害者が警察や相談窓口相談することを逡巡するケースが多い。痴漢の対策としては満員の電車、バスをなくすことであるが、ほぼ不可能である。盗撮は機材の高度化、インターネット上での映像の取引などを行われ、一部ビジネス化してきた。この流れで、アスリート盗撮も、新しいマーケットとして、ビジネスとして発展した。しかし、盗撮に関しては、全国で一律に取締まる法律が存在せず、各都道府県の条例で取締るなどして、その不便さが指摘されてきた。

そして、これらの犯罪への注目が高まったのは、被害者の意識に変化が現れ、積極的に相談や告訴する流れも生まれてきて、現在の法改正の動きにつながった。

③ストーカー、DV、デートDV（スライド⑦）

この種の犯罪はいわゆる親密圏で発生する犯罪であり、加害者が被害者の親族、顔見知りということで、問題が複雑化、あるいは被害者が警察への告発、申告を逡巡する可能性が高い。ローマの法格言で「家庭内で起こったことは、容易には証明されない」(Quae domi geruntur, non facile possunt probari)があるように、外部から可視化できないので、警察の介入が難しかった。しかし、ストーカー行為防止法、DV防止法などの法律を制定して、警察をはじめとする刑事司法が介入できる仕組みを整えた。犯罪者へのアプローチとして、刑事罰だけでなく、例えば京都ではストーカー行為者に対する治療・カウンセリングを行っている。そして被害者保護を第一に、経済的支援、カウンセリングなどを実施している。

このように女性の安全を確保するためには警察以外のステークホルダーが必要であり、多機関連携が重要である。また、こうした中で学生ボランティアの活動も重要な位置をしめる。

